

近畿地方整備局
資料配付

配布日時 平成13年2月5日14時

件 名	一般国道43号における行政代執行の実施について (実施日時 平成13年2月6日～2月9日) 一般国道43号大阪市西淀川区において、道路法に違反して不法に工事用資材・廃材等が堆積されており、耐震補強工事等の支障となるため、近畿管内の直轄国道において初めて行政代執行を実施します。 (自主撤去の場合は中止となります。)
取り扱い	ラジオ、テレビ2月6日午前9時45分以降解禁 新聞2月6日夕刊以降解禁
同時配布	近畿建設記者クラブ 大手前記者クラブ
	国土交通省 近畿地方整備局 道路部 路政課長 多田 治樹 電話 06-6942-1141 (内線 4151) 06-6942-0478 (夜間直通) 大阪国道工事事務所 副所長 柳村 實 電話 06-6932-1421 (内線 202)

行政代執行の実施について

2名の行為者による一般国道43号大阪市西淀川区中島1丁目地先の高架下における工事用資材・廃材等の堆積は、道路法第32条第1項及び同第43条に違反しており、道路管理上支障があることはもとより、高架橋脚の耐震補強工事の支障となるため、これまで口頭あるいは文書による指導、道路法第71条第1項の撤去命令を行いました。未だに撤去されていません。

このため、このまま放置することは著しく公益に反し、かつ、自発的撤去の意思が認められないことから行政代執行法第2条に基づき、平成13年2月6日から9日の4日間にわたり、代執行を行います。

記

1. 実施予定日時
平成13年2月6日(火)
平成13年2月7日(水)
平成13年2月8日(木)
平成13年2月9日(金) 予備日
9時45分～16時30分
2. 場 所
一般国道43号(中島・出来島橋高架下)
大阪市西淀川区中島1丁目地先
3. 実施する物件
工事用資材・廃材等(面積1,075㎡)
4. 義務者(不法行為者) 2名(兄弟)
5. 行政代執行責任者
近畿地方整備局大阪国道工事事務所長 森田悦三
6. 不法行為等の概要
 - ① 本件の対象は、一般国道43号大阪市西淀川区地先の中島・出来島橋の高架下を工事用資材・廃材及び土砂等の置場として使用している不法占用である。(道路法第32条第1項、道路法第43条違反)
 - ② 本橋梁は、昭和15年に架設された旧中島・出来島橋を架け替えるため、昭和38年度に工事着手、昭和44年8月に工事完了したものであり、工事用資材・廃材の堆積は、工事完了直後から開始されている。
 - ③ 不法行為者に対する指導は、昭和44年12月16日の撤去指導を皮切りに行い、その結果、不法行為者は当初の6名から減少したが、現在の不法行為は、昭和49年より現在に至るまで26年間に渡り継続している。
7. 最近(平成9年以降)の指導の経過
 - (1) 口頭指導
平成9年12月から平成10年12月にかけて4回の口頭指導を行う。
 - (2) 文書勧告
平成11年2月1日には第1回目の文書勧告を行い、平成11年10月までに3回の文書勧告を行った。
 - (3) 聴聞
平成12年1月及び平成12年6月に聴聞を実施したが、両名とも理由なく出頭しなかったことから、聴聞を終結した。

(4) 撤去命令

平成12年9月11日付けで道路法第71条第3項に基づく「撤去命令書」を内容証明郵便で送付するとともに現地に掲示した。

(5) 戒告

平成13年1月5日付けで、行政代執行法第3条第1項に基づく、「戒告書」を内容証明郵便で送付するとともに現地に掲示した。

(6) 行政代執行令書

平成13年1月29日付けで、行政代執行法第3条第2項に基づく、「行政代執行令書」を内容証明郵便で送付するとともに現地に掲示した。

8. 不法行為者の主張と事実認定

(1) 不法行為者の主張は、次のとおり。

- ① 国道の工事の際に、私有の家屋（プレハブ）に損傷を受けた。補償問題の話があったが、それより高架下を資材置き場に使用したいということで、高架下の使用の許可を得た。
- ② 立ち退くには、何らかの解決方法（代替地の斡旋等、条件の提示）が必要であり、その条件の提示がなければ立ち退きには応じられない。

(2) これら主張について、近畿地方整備局で確認を行ったところ

- ① 当該橋梁工事を原因とする家屋の損壊や高架下使用を認めた事実は認められないこと
- ② 不法行為者の主張は全て口頭であり、立証する資料等の提示もないこと

以上から、不法行為者が主張する高架下使用の理由については、根拠がないものと解される。

9. 行政代執行の根拠

本件は、以下の通り行政代執行法第2条の要件を満たすことから、代執行を実施するものである。

(1) 他の手段によってその履行を確保することが困難であること

口頭及び文書による撤去勧告・指導等を再三行っているが、「条件なしに撤去する気はない」という主張であり、自主的な撤去は困難と考えられ、行政代執行以外の履行手段はあり得ないものと判断できる。

(2) その不履行を放置することが著しく公益に反すると認められる事項

① 中島・出来島橋の橋脚耐震補強工事

本橋梁の橋脚に関して、橋脚断面の拡幅を行い橋脚の構造強化を目的とする耐震補強工事が発注済であるが、工事の実施にあたり高架下部分の不法占用物件が支障となり、施工着手が不可能な状態となっている。

一般国道43号については、他の高架橋の補強工事は完了しており、このまま放置することは著しく公益に反するものと考えられる。

② 火災等の再発防止

平成5年1月に火災が発生し、橋梁本体の塗装が剥げるなどの悪影響が生じ、また、信号機の配線が被害を受け、信号機が一時消灯したこともあった。

その後、現在までに7度の火災が発生しており、橋梁に添架しているガス・水道・電気・下水等の各占用物件にも支障が生じる恐れが予想されることから、これ以上不法占用行為を放置することは、著しく公益に反するものと認められる。

③ 高架下に係る地元要望

本件高架下の不法占用行為について、地元自治会より火災等の防止、防犯等の問題から、当該高架下の環境整備について強い要請があった。

(参考)

道路法第32条第1項

道路につぎの各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。

(各号略)

道路法第43条

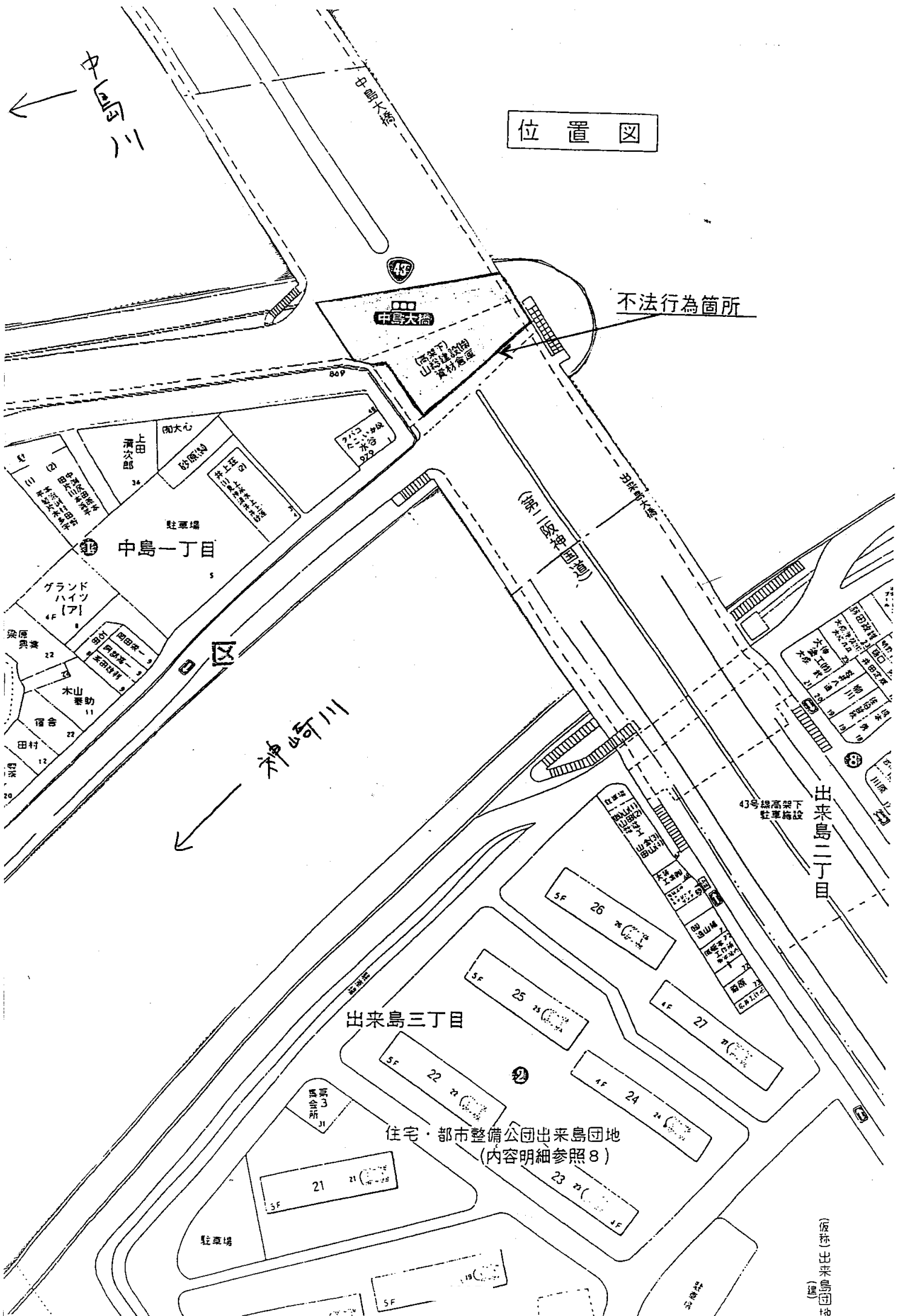
何人も道路に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 みだりに道路を損傷し、又は汚損すること。
- 二 みだりに道路に土石、竹木等の物件をたい積し、その他道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある行為をすること。

行政代執行法第2条

法律により直接に命ぜられ、又は法律に基き行政庁により命ぜられた行為について義務者がこれを履行しない場合、他の手段によってその履行を確保することが困難であり、且つその不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、当該行政庁は、自ら義務者のなすべき行為をなし、又は第三者をしてこれをなさしめ、その費用を義務者から徴収することができる。

位置図



(仮称出来島団地)
(注)